

# 岩手県障がい者プラン（平成23年2月）【抜粋】

## II 計画の基本的考え方

### 1 基本目標

●この計画は、障がいの有無に関わらず、それぞれの力を生かし、共に助け合いながら、いきいきと暮らすことができる「共に生きるいわて」の実現を目指すものです。

### 2 計画の対象となる障がい者

●この計画は、障害者自立支援法第4条第1項及び第2項に掲げる障害者及び障害児（発達障害者支援法第2条第2項に掲げる発達障害者及び発達障害児を含む）、高次脳機能障がい、難病、ひきこもり等のために生活上の制限があり、支援が必要な方について幅広く対象とします。

### 3 施策の基本的方向

- (1) 障がい者の権利を守り、谷間のない適切な支援を提供します。
  - ・ 障がい者が自らが選択する地域で自立した生活を営むため、障がいを理由とした不利益な取扱いや虐待を受けないよう支援します。
  - ・ 全ての障がい者に対し、それぞれのニーズに応じた適切な支援を提供します。
- (2) 健康な心と体を育み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。
  - ・ 医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、ライフステージのあらゆる場面に応じ、一貫性・継続性のある適切な支援を提供します。
- (3) 障がい者の自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加を促進します。
  - ・ 障がい者が地域において豊かで自立したくらしを実現できるよう、障がい者に対する県民理解を促進し、障がい者の多様な就労や社会参加の機会を確保します。
- (4) 障がい者が必要な支援を受けながら、安心して暮らしていける地域をつくります。
  - ・ 障がい者が自らが選択する地域で安心して暮らしていけるよう、障がい者の地域移行を推進するとともに、公的な障がい福祉サービスはもとよりインフォーマルサービス※1も含めた社会資源を整備するなど、暮らしやすい地域社会の実現を図ります。

※1【インフォーマルサービス】

公的機関などにより制度に基づいて行われる公的なサービス（フォーマルサービス）に対し、近隣住民、ボランティアなどによって行われる非公的な援助などをいいます。

## 4 施策推進の体系

